株式会社　レップワン
執行役員制度規程

本規則は、2014　年　１２月　１　日から施行する（第一版）。

第1章　執行役員の定義

第1条　（目的）

執行役員制度を会社に取り入れることで、経営の大方針/監督をする部門（取締役会）と、事業執行を担う部門（執行役員）とに分離することで、執行役員は特定の事業部門ごとに責任を持たせる。これにより、効率的な経営の実現と競争力の強化を目指すものである。

第2条　（執行役員の定義）

1. 執行役員は、取締役会によって選任される。
2. 執行役員は、取締役会で定められた経営方針に従い、代表取締役から委譲された権限の範囲で特定の業務執行における役割責任を担う。
3. 執行役員は、責任を負う事業部門において、その業績の向上に尽くし、利益を上げ、会社の信用/倫理問題にかかわる法令順守を担う。

第3条　（執行役員の契約形態）

1. 執行役員は、以下２つの形態で会社と契約することができる。

	名称	説明
1	雇用契約型	従業員の中から選任され、従前からの雇用契約が継続する。 代表取締役の補助者としての色合いが強い。
2	委任契約型 または 業務委託型	会社が成果を期待し、任せる事業部門において、エキスパートとして任命する。プロジェクト型の契約であり、双方が期待した業績の向上が無ければ、契約中途での解任や、契約満期時の再任無しがある。そのため、代表取締役の補助者としての色合いは弱く、独立して成果を求められる。 ※従前の従業員が、その意思において退職金などを受け取っていったん会社を退職し、この型の執行役員になることがある。

2. 上記１の場合は、業務命令に基づく執行役員への就任であり、正当な理由がなければ当該従業員は就任拒否ができない。
3. 上記表、※の場合は当該従業員の退職を伴うものであるので、承諾を必要とする。

第4条　（執行役員の詳細定義）

1. 執行役員について、以下のように定める。

	項目	内容
1	執行役の名称	「執行役員」 執行役員は、会社の「最上級管理職」という地位である。
2	権限	別途定める契約書（第３条で指定）に明記する。
3	責任	別途定める契約書（第３条で指定）に明記する。
4	選任手続き	取締役会にて選任する。
5	解任手続き	取締役会にて解任する。
6	任期	１年ごとの更新とする。 「雇用契約型」の場合、再任されなかった場合は「執行役員」という役職のない従業員に復帰する。
7	報酬	「雇用契約型」の場合は、賃金規程に定められた「執行役員手当」を付加して支払う。 「委任契約型、または　業務委託型」の場合は、目指す成果、契約期間、金額、支払方法を個別に定め、契約書（第３条で指定）に明記する。

8	労働者性について	「雇用契約型」の場合は、執行役員は「労働者」であるので、代表取締役の指揮・命令には従う必要がある。 「委任契約型、または　業務委託型」の場合は、「労働者」ではないので、自己の裁量によって、成果を出すことを前提とする。
9	株主総会への対応について	執行役員は、株主総会への出席義務・株主に対する説明義務はない。責任者ではなく、説明補助者としての参加はある。

この規程は会社の組織、業務分掌および職務権限に関する基準を定め、組織および役職の基本的業務との関係を明らかにし、会社業務の能率的運営を図ることを目的とする。

（付　　則）

本規則は、2014　年　１２月　１　日から施行する（第一版）。